

福祉文教常任委員会議事録

(令和4年12月6日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年12月6日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 博之 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 馨
議長 山田 強
- 4 欠席委員 中村 直幸
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史
教育長 勝良 憲治 子育て支援課長 川久保みのり
政策総務部長 小角 孝彦 いきいき健康課長 堀内 孝茂
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局 長 上田 周治 書 記 松岡 美幸
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第51号 太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件

午前 9時30分 開 会

○辻本（博）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨夜、ワールドカップが行われまして、日本対クロアチア、最後は残念な結果になってしまったんですけれども、本町出身でPR大使に就任していただいております前田大然選手が大活躍をしてくれまして、本当に感動をもらったというふうに思っております。また何かの機会で本役場に来られることがあれば大歓迎をしたいなというふうに思っております。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件の1件、予算案としまして、議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ほか1件、以上合わせまして3件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○辻本（博）委員長 本日は中村委員が欠席ですが、定足数は満たしておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が1件、補正予算案件が2件でございます。本日は条例案件1件をご審議いただき、明日、予算常任委員会終了後に福祉文教常任委員会を開催し、特別会計の補正予算案件2件のご審議をしていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、条例案件の議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件について、内容のご説明を申し上げます。

本改正は、大阪府の福祉医療費助成制度の対象者の範囲が見直されることに伴い、太子町子ども医療費の助成に関する条例等に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、現在、本町が大阪府と共に実施している福祉医療費助成制度では、一時的な収入の増加などにより生活保護が停止中の方であっても、生活保護法における被保護者であることから、医療費助成制度の対象者とはなっておりません。これにより、生活保護停止中の方は国民健康保険等の公的機関に加入する必要があり、保険料負担や医療機関等の受診時には自己負担が生じる一方で、福祉医療費助成制度の要件に該当しても医療費助成を受けることができない状況となっております。

このような状況を踏まえ、今回、新たに生活保護停止中の方を福祉医療費助成制度の対象者に加える見直しが大阪府で実施されることから、関係する太子町子ども医療費の助成に関する条例等の一部をそれぞれ改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の1頁になります。

まず、太子町子ども医療費の助成に関する条例についてでございます。

本条例中、助成を受けることができない者を規定する第3条第2項第1号では、「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者」と規定しておりますが、同号に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加えることで、生活保護停止中の方を助成対象に加える改正を行っております。

次に、新旧対照表の2頁になります。

太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の第2条第2項第1号につきましても、同様の内容に文言を改めるものでございます。

また、新旧対照表の3頁になりますが、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例の第2条第2項第1号につきましても、同様の内容に文言を改めるものでございます。

次に、施行期日でございます。3頁へお戻りいただきまして、改正条文の下の附則でございます。附則の1といたしまして、本条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○辻本（博）委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 大阪府の福祉医療費助成制度が見直されたということなんですけれども、これは、そしたら、大阪府内全市町村がこの条文に文言を付け加えることになるんですか。

○松岡保険医療課長 今のご質問ですけれども、大阪府で見直しされることに伴い、府内全市町村が生活保護停止中の者を助成対象にするということでございます。

○西田委員 子どもの医療費助成の年齢の幅がありますけれども、子どもである限りは、医療費は安くなっているんだと私は思っていたんですが、生活保護がこれまでだったら排除されていたということなんですけど、では、これまでで太子町で、本当だったらこれで、普通であったら子どもさんは1回500円でしたか、助成を受けていたのに、この条文がなかったがために不利益を受けていた住民さんなんているんでしょうか。

○松岡保険医療課長 これまでの状況のご質問だと思います。今、子ども医療等々、生活保護の停止によって不利益を被っている方がおられるのかということなんですけれども、今、私の知り得る範囲の中では、該当となる方はおられないという状況でございます。

○西田委員 子どもの医療費助成は、太子町に住んでいるお子さんは全てと思っていたのが、こういうのがあったんだなというのを改めて気づかされたんですけれども、不利益がなかったということで、よかったです。

あと、最後に、施行期日。そうであるならば、そういうので生活保護から外れる人もいて、停止になる人もいるかもしれないではないですか。では、施行の日からやっても期日はいいかなと思うんですが、これが4月1日になるのは何ですか。

○松岡保険医療課長 施行期日が4月1日ということで、大阪府が全市町村にその助成の対象とする日が令和5年4月1日となっている状況です。改正自体は、年度内に改正していただくということで、太子町につきましては今議会ということで、あと、他の市町村につきましては3月議会もでございます。4月1日ということなので、府内全体で見ると、ちょっと把握はしていないんですけれども、やはり対象となる方はあろうかと思

います。予算的なものも含めて、他の市町村は、今、協議されているという中で、太子町のほうはたまたま対象者がなかったんですけれども、そのような状況の中で、どうしても令和5年4月1日施行という形になっているという状況でございます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第51号、太子町子ども医療費の助成に関する条例等改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

次回は、明日7日、予算常任委員会終了後に再開いたしますので、よろしくお願いたします。

本日はお疲れさまでした。

午前 9時41分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 辻 本 博 之